

## 食品安全委員会（第858回会合）議事概要

日 時：令和4年5月17日（火） 14：00～15：10  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長外6名  
動画配信：一般7名

- (1) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について  
・「ジクロキサシリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について  
・添加物「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、栄養成分関連添加物ワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「25-ヒドロキシコレカルシフェロールについては、栄養強化剤としてカプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品に使用すると、より多量に、高頻度に摂取するおそれがあり、リスク管理機関において、使用基準（案）を含むリスク管理措置について改めて検討する必要がある。

妊婦が栄養強化剤として 25-ヒドロキシコレカルシフェロールを摂取することに関するリスク管理措置を検討する必要がある。

以上のおり、25-ヒドロキシコレカルシフェロールを栄養成分関連添加物として使用することについては、懸念があると考えた。

また、乳児及び小児における 25-ヒドロキシコレカルシフェロールの健康に及ぼす影響を評価することはできないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員

会で決定した評価結果と同じ結論、

「ピリダリルの許容一日摂取量 (ADI) を 0.028 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」

「ホスチアゼートの許容一日摂取量 (ADI) を 0.002 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量 (ARfD) を 0.007 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) を 0.002mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「クエン酸」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「クエン酸は、動物用医薬品及び飼料添加物として ADI を設定する必要はなく、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留しその食品を摂取することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。